

市民等活動・交流拠点機能、ゾーニング(案)

「公園」「市民等活動・交流拠点」の所管・運営の考え方

公の施設
都市公園

公の施設以外

管理者
(244条)
財産区分
(238条)

指定管理者の管理範囲（公の施設）

公共用財産

公用財産

条例改正は必要

- 料金徴収の記載（イベント使用料、スポーツ広場、市民等活動・交流機能使用料等）
- その他、赤字部分などの条項の見直し

都市公園条例		
管理方式	指定管理者	
所管部署	道路公園課	
許可行為	物品の販売又は頒布（営利行為）	<input type="radio"/>
	写真、映画撮影	<input type="radio"/>
	ビラ配り	
	募金、署名運動その他これらに類する行為 (興行)	<input type="radio"/>
	競技会、集会、展示会、盆踊り、映画会 その他これらに類する催し	<input type="radio"/>
	その他	
禁止行為	たき火又は危険な火遊び	<input type="radio"/>
	貼り紙、貼り札、 広告掲示	<input type="radio"/>
	公園の利用者に危害を加える恐れのある犬	<input type="radio"/>
	その他の獣類を立ち入り	
	立札を汚損、抜きとり又は折る	<input type="radio"/>
	公園を損傷又は汚損	<input type="radio"/>
	竹木を伐採又は植物を採取	<input type="radio"/>
	動物を捕獲又は殺傷	<input type="radio"/>
	指定された場所以外の場所へ車両の乗り入れ、又はとめ置き	<input type="radio"/>
	立ち入り禁止区域への立ち入り	<input type="radio"/>
	特定の宗教又は勧誘行為	
	管理上支障があると認める行為	
その他	公園を用途以外に利用	<input type="radio"/>
	公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがある行為	
	暴力的不法行為を行う組織の利益となる行為	
	・指定された場所以外での野球、ゴルフその他 危険な球技 ・土石の採取	

- 公園部分は「都市公園」として位置づけ
- 所管は道路公園課

➡

- スポーツ広場を有料化した場合も同様の扱いが可能か
- 公共施設予約システムでの予約管理

- 公園内の「市民等活動・交流拠点棟」と、
庁舎内の「市民等活動・交流拠点」の所管

➡

- 多目的室等、機能は同じだが、所管が分かれるか
- 庁舎内の所管
- 使用料やルールの設置（統一）

「市民等活動・交流拠点」の機能・規模・イメージの整理

門真市公民館

室名	面積(m ²)	稼働率(%)	収容人数(名)	備考
集会室	233	69.7	300	室内スポーツが可能 舞踊・ダンス、体操・ヨガ、音楽などが中心
児童室	23	91.6	18	子ども向け利用以外に、その他（文化）、演劇・芸術、社会生活・福祉などが中心
料理教室	56	18.1	30	
第1会議室	46	55.6	30	家庭生活・実用・趣味、舞踊・ダンス、音楽が中心
第2会議室	23	44.9	18	学習、家庭生活・実用・趣味、音楽、その他の（文化）等多目的に利用
講義室	57	46.1	45	音楽、会議、学習が中心

代替施設

施設名	室名	面積(m ²)	稼働率	収容人数(名)	備考
門真市立文化創造図書館	2F多目的室（半面/全面）	168	-	108名	室内スポーツNG
ルミエールホール	展示ホール	177	43.6	(228名)	ダンス・楽器等利用は応相談
	リハーサル室	181	68.4	50名	ダンスや吹奏楽の練習の他、多目的に利用可能
門真市立総合体育館	多目的スタジオ	114	95.6	(147名)	エアロビクス、ダンスの練習や軽スポーツ
	剣道場	183	97.2	(235名)	武道、剣道や長刀などの練習の場
ルミエールホール	和室1	74	30.6	-	ヨガ教室やベビーマッサージ、書道教室など多目的室でも代替可能
	和室2	24	12	-	
門真市立総合体育館	幼児体育室	112	-	-	遊具を設置
門真市立文化創造図書館	1F キッチン	76		27名	
門真市立文化創造図書館	2Fアトリエ	46.2		27名	
ルミエールホール	会議室2	51	41	12名	
ルミエールホール	多目的室	32.8	52.6	15名	
門真市立総合体育館	会議室2	24	56.1	12名	
門真市立文化創造図書館	2F多目的室①	58		36名	
	2F多目的室②	58		36名	
ルミエールホール	会議室1	71	46.4	20名	

代替可能性

△	室内スポーツ用途の代替は不可 規模は縮小（28%減）
△	ダンス・楽器等利用は代替可能 室内スポーツ用途の代替は不可 規模は縮小（約23～25%減） 稼働率上受け入れは可能
×	室内スポーツの代替は可能 規模は縮小（52%減） 稼働率上受け入れは不可
×	室内スポーツの代替は可能 規模は縮小（22%減） 稼働率上受け入れは不可
△	しつらえ上の代替は可能（専用性は薄い） 規模は同等・拡大（320%） 稼働率上受け入れは可能
×	遊具等の専門性が高く、多目的利用は不可

庁舎エリアでの機能設置

必要	・ダンス・音楽機能はルミエールで代替可能 ・体操・ヨガ、その他室内スポーツへの対応 (仕様、天井高さ、設備等) ・簡易ステージ、イス等を収納できる倉庫、演者控室 ・規模は175～200m ² 程度（15%～25%減） 多目的ホール
	・子ども利用の他、多目的に対応する ・規模は20～25m ² 程度 多目的室
不要	門真市立文化創造図書館で代替
	・門真市立文化創造図書館の多目的室の稼働率と合わせて、設置判断が必要 →庁舎会議室等として転用できるようにする 多目的室・会議室・自習スペース
保留	・規模は同等（25、45、60m ² 程度） ・音楽、舞踊・ダンス等を含めた多目的利用に対応

「市民等活動・交流拠点」の機能・規模の整理

多目的ホール



多目的ホール（おにくる）

多目的室



多目的室（シーパスパーク）



多目的室（シーパスパーク）

- 門真市立公民館集会室と同等の機能
※舞台の設置については要検討
(周辺の公共施設の類似諸室、利用状況等を踏まえると、集会室の利用に応じた代替施設が不足)
- 舞踊・ダンス、体操・ヨガ、音楽、講演会等を行え、一部の室内スポーツ（バウンドテニス等）にも対応し、多目的に利用できる
- 発表や催しの実施や簡易ステージの設置
可変的な使用を検討
- 音響、防音等の対応が必要
- 規模は200 m²程度を想定

- 会議室は用途を限定する専用室ではなく、積極的に多目的化する方針（門真市公共施設等総合管理計画（令和5年））
- 地域団体へのヒアリングでは、各団体とも講演会や会議場所等の確保に苦慮していること、市役所の担当課との連携が図りやすいことなどから、「活動場所や会議室の確保」が課題。
- 家庭生活・実用・趣味、舞踊・ダンス、音楽、会議、学習等、多目的に利用できる多目的室を複数設置。
- 特に50～100 m²程度の多目的室の利用が多い。
- 規模は25、45、60 m²程度を想定。
- 門真市立文化創造図書館の多目的室の利用状況を踏まえ、庁舎会議室としても活用できるよう、フレキシブルに対応できるようにする。

「市民等活動・交流施設」の機能・規模の整理

自習・ワーキングスペース



- 平常時WTやオープンプラットフォーム会議での意見、アンケート結果より、仕事や学習活動できる場へのニーズが見られる



- 世代を問わず、来庁者が自習や仕事ができる自由なスペース。

市民・企業等の情報発信



- 平常時WT、地域団体へのヒアリング調査やオープンプラットフォーム会議のアンケート結果より、庁舎は交流や情報発信、普及啓発が行える場所となるように「様々な団体等が交流や情報発信できるスペース」のニーズが見られる



- 市民や市内企業の活動の発信、ものづくりのまちを発信する企業のPR活動にも活用できる展示・ギャラリー機能を設置

食堂・カフェ、POP UP SHOPについて

- 出店事業者の家賃負担、売上見込などを調査する必要がある

→基本設計段階で出店事業者への出店ニーズ、庁舎エリア（人工芝部分等）でのテストマーケティングが必要（平日、休日利用とも）

- 食堂・カフェについては、職員へのアンケート等のニーズ調査が必要
(価格帯、希望メニュー、利用イメージ、規模など)

守山市庁舎	アバンダントリー。
職員数	570人
駐車場	155台
来庁者数	30,222件／年 (R2) 29m ²
店舗面積	(厨房：約18.3m ² 、倉庫：約10.7m ²)
営業日	土日祝含め、通年 ※年末年始等休業あり
営業時間	8:00～17:00 (開店 8:30～17:15)
仕様	電気、手洗い、グリーストラップ、カウンター、テーブル椅子 ※上記以外の厨房機器等は事業者負担
期間	5年 (1年更新)
使用料	月額 18,000円以上
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消メニューを1品以上提供する 調理は湯煎や温めによる提供を基本とし、厨房を使用する場合は、喫茶・軽食の範囲内 匂いが強いメニューは原則不可。 利用者のニーズに合った品揃え、かつ利用しやすい価格設定。 酒類の提供、喫煙はNG テイクアウト用の飲み物の提供。 カフェに関連するもの、創業・就労支援に関連したもの等の物販は原則可とするが、物販品については要相談。 月1回程度を目安に市民等向けイベントを実施
その他	行政財産の目的外使用

<カフェの場合>

- 売上見込：月販100万円
- 想定家賃：5～6万円/月程度
- 想定面積：30～60m²程度



イメージ（守山市庁舎）

<POP UP SHOPの場合>

- 売上見込：販売物による
- 想定家賃：1万円/月程度
- 想定面積：10m²程度または
ブース出店？



イメージ（須賀川市民交流センターtette）

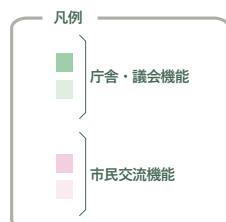
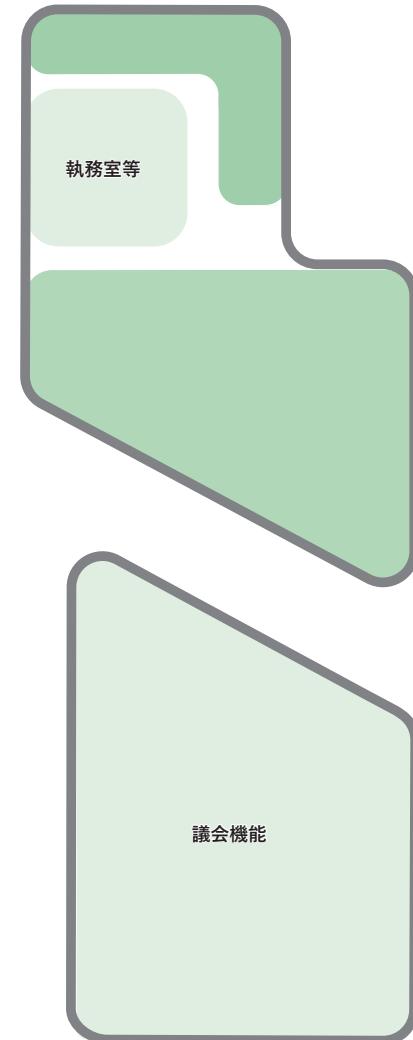
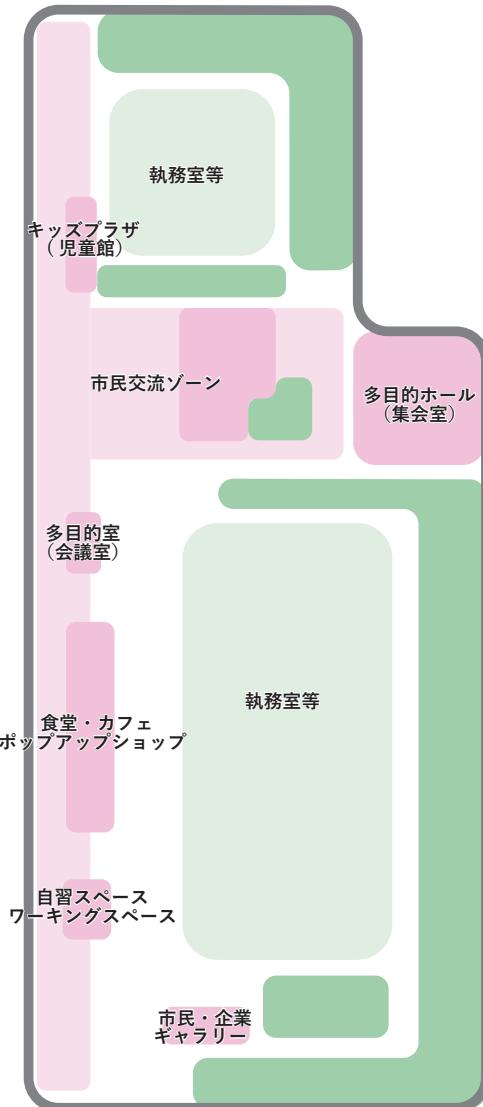


イメージ（牧之原市立図書館）

庁舎内ゾーニングの検討

基本方針

- 新庁舎棟は低層と、公園と連続した配置することで、公園との一体性が感じられる庁舎を整備します。
- 主に1・2階に市職員の執務空間を集約することで、来庁者のスムーズな移動・各課の連携促進に配慮した計画とします。
- 誰もが使いやすいようバリアフリーや利便性に配慮した計画とします。
- 来庁者のプライバシーに配慮した窓口空間を計画します。
- 開かれた庁舎でありつつ、セキュリティ対策に配慮し、職員にとっても市民にとっても快適な配置を目指します。



1階ゾーニング図
5,600 m²程度

2階ゾーニング図
4,700 m²程度

3階ゾーニング図
3,300 m²程度